

三重県公報

平成29年6月27日(火)

第 2915 号

毎週火・金曜日発行

	目 次	
(番号)	(題 名)	(担当) (頁)
	規則	
58	三重県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(スポーツ推進課) 2
	告示	
433	三重県総合文化センターの利用料金の承認	(文化振興課) 2
434	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認	(スポーツ推進課) 2
435	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービ 14 ス産業振興課)
436	同件	(同) 15
437	同件	(同) 18
438	同件	(同)19
439	同件	(同)21
	内 水 面 告 示	
2	漁業法の規定に基づくコイの特出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委 22 員会)
	公告	
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財政課)22
	三重県病院事業の業務状況の公表	(同) 36
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策 41 課)
	土地改良事業の工事の完了	(農地調整課) 41
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)41
	同件	(同)42
	同件	(同)42
	同件	(同)42
	建設業法の規定による営業の停止を命じた旨	(建設業課) 42
	特 定 調 達 公 告	
	一般競争入札を行う旨	(教育総務課) 43
	同件	(同)46

規則

平成二十九年六月二十七日三重県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第五十八号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

年七月一日とする。三重県都市公園条例の一部を改正する条例(平成二十九年三重県条例第二十一号)の施行期日は、平成二十九

告 示

三重県告示第 433 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県総合文化センターの利用料金を次のとおり承認しました。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 指定管理者

公益財団法人三重県文化振興事業団

理事長 飯田 俊司

2 利用料金の額

三重県生涯学習センター

		金額(円)			
	区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
4 階小研修	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3, 620	4, 410	4, 410	
室 2	その他の場合	1, 810	2, 200	2, 200	

備考

- 1 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、 それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 2 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分 (30 分未満のときは 30 分とする。) 当たり直前(直前がない場合にあっては直後)の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額に 1.2 を乗じて得た額 (その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例 (平成6年三重県条例第5号)別表第3に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。
- 3 利用料金の承認年月日

平成 29 年 6 月 21 日

4 利用料金の適用年月日

平成 29 年 10 月 1 日

三重県告示第 434 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び 三重県営総合競技場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認(平成 28 年三重県告示第 152 号)は、平成 29 年 6 月 30 日限り廃止します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 指定管理者
 - 三重県体育協会グループ

代表者 公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司

- 2 施設の名称及び利用料金の額
- (1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン

ア サッカー・ラグビー場

(ア) 施設

	1時間当たりの金額(円)			
	→ 1B viol → /// /-	アマチュアスポーツ	児童生徒等	7, 500
	入場料を徴収 する場合		その他の者	9, 500
メインサッカー・ラグビー場		アマチュアスポーツ以外	+	97, 500
	→ 1B viol → /// /-	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2, 500
	入場料を徴収 しない場合		その他の者	3, 500
		アマチュアスポーツ以外	+	13, 500
第1グラウンド	1, 800			
第2グラウンド	1,800			
第3グラウンド	1, 800			
第4グラウンド				1,800
本部室	800			
第1会議室	1, 200			
第2会議室				800

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 準備又は撤去するためにメインサッカー・ラグビー場又は第1グラウンドから第4グラウンドまで を利用する場合の金額は、それぞれメインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない 場合」の「アマチュアスポーツ」又は第1グラウンドから第4グラウンドまでの項に掲げる金額と する。
 - 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - 4 本部室、第1会議室又は第2会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。

(イ) 設備

	1時間当たりの金額(円)			
	電光掲示板		アマチュアスポーツ	100
	电儿视外视		アマチュアスポーツ以外	300
		2分の1点灯 アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ	9,000
			アマチュアスポーツ以外	152, 000
メインサッカー・ラグビー場	照明灯		アマチュアスポーツ	4, 500
	74.5171		アマチュアスポーツ以外	76, 000
			アマチュアスポーツ	3, 000
		1 V/V I V/V	アマチュアスポーツ以外	51,000
1	放送設備		アマチュアスポーツ以外	900

		全部点灯	アマチュアスポーツ	5, 000
		工品が深い	アマチュアスポーツ以外	84, 000
第 3 グラウンド及び第 4 グラ	照明灯	3分の2点灯	アマチュアスポーツ	3, 300
ウンド	W/\(\rangle 1\rangle 1\)		アマチュアスポーツ以外	56, 000
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	2, 500
		7 77 × 7 W(V)	アマチュアスポーツ以外	42, 000

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

イ 水泳場

(ア) 施設

a 専用利用の場合

	区 分	単 位	1時間当たりの金額(円)			
	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2 コース	12, 500		
		九重工灰守	全コース	62, 500		
	7 7 7 2 13 4 7 3 30 1	その他の者	2 コース	22, 500		
メインプール		C V) IE V) 1	全コース	112, 500		
7.41 2 3 72		児童生徒等	2 コース	1, 250		
	 入場料を徴収しない場合	九重工灰守	全コース	6, 250		
	TOWN TO LEGACE OF SECTION L	その他の者	2 コース	2, 250		
		C *21EC *2.E	全コース	11, 250		
	入場料を徴収する場合	児童生徒等	4 コース	25, 000		
			全コース	45, 000		
		その他の者	4 コース	45, 000		
サブプール			全コース	85, 000		
,,,,,,,	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	4 コース	2, 500		
			全コース	4, 500		
		その他の者	4 コース	4, 500		
			全コース	8, 500		
	入場料を徴収する場合	児童生徒等		30,000		
飛込みプール	7 C M T C W (X) S M L	その他の者		60,000		
Next //	入場料を徴収しない場合	児童生徒等		3,000		
	ス場件を徴収しない場合 その他の者			6,000		
第1会議室	1, 200					
第2会議室	第2会議室					

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛込みプールを利用する場合の金額は、それぞれの施設の項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。
 - 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - 4 各会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に 1 時間(1 時間に満たない時間は、1 時間とする。)当たり 100 円を加算した額とする。
 - b 個人利用の場合

区 分 金額(円)

		1人1回につき	200
		回数券(11回分)	2,000
メインプール、サブプール、飛 込みプール及びトレーニングル ーム		1ヶ月券	1,800
		1人1回につき	450
	その他の者	回数券(11回分)	4, 500
		1ヶ月券	4,000

備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

	1時間当たりの金額(円)			
電光掲示板	入場料を徴収する場合	15, 000		
电儿阀小似	入場料を徴収しない場合	1, 500		
放送設備	放送設備 入場料を徴収する場合			

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

ウ 庭球場

(ア) 施設

	区 5			1面1時間当たりの金額(円)
		アマチュアスポーツ	児童生徒等	2, 400
	入場料を徴収する場合		その他の者	4, 800
センターコート		アマチュアスポーツ以外		48, 000
		アマチュアスポーツ	児童生徒等	600
	入場料を徴収しない場合	, , , = , , , , , ,	その他の者	1, 200
		アマチュアスポーツ以外		7, 800
		アマチュアスポーツ	児童生徒等	1,000
	入場料を徴収する場合	, , , <u> </u>	その他の者	2,000
シェルターコート		アマチュアスポーツ以外		20, 000
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	400
			その他の者	800
		アマチュアスポーツ以外		4, 000
		アマチュアスポーツ	児童生徒等	800
	入場料を徴収する場合		その他の者	1,600
屋外コート		アマチュアスポーツ以外		16, 000
		アマチュアスポーツ	児童生徒等	300
	入場料を徴収しない場合	, , , <u>, ,</u> , , , , , , , , , , , , , ,	その他の者	600
		アマチュアスポーツ以外		2, 600

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」に掲げる金額とする。
 - 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

	区	分		1時間当たりの金額(円)
電光掲示板			アマチュアスポーツ	100
PEDE 1971 MA			アマチュアスポーツ以外	800

	センターコート	全部点灯	アマチュアスポーツ	1,000
			アマチュアスポーツ以外	10, 000
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	500
照明灯	シェルターコート		アマチュアスポーツ	200
			アマチュアスポーツ以外	1, 900
	屋外コート		アマチュアスポーツ	200
圧ノドー・「		アマチュアスポーツ以外	1,700	
放送設備			アマチュアスポーツ以外	900

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

- 工 体育館
- (ア) 施設(会議室を除く。)
 - a 全部利用の場合

X	1時間当たりの金額(円)	
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	6, 800 (8, 600)
7 (7 27) (4	入場料を徴収しない場合	2, 300 (2, 900)
営利を目的として利用する場合	56, 700 (70, 900)	
その他の催物	入場料を徴収する場合	34, 000 (42, 600)
この世の推力	入場料を徴収しない場合	11, 300 (14, 200)

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 () の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 に利用する場合の額とする。
 - 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。
 - b 部分利用の場合

	区 分	単位	1時間当たりの金額(円)
フットサル	児童生徒等	1面につき	500
7 7 1. 9 /v	その他の者	1回に 26	1,000
バスケットボール	児童生徒等	1面につき	500
7 OLY DIAN 12	その他の者	1 間に 26	1,000
バレーボール	児童生徒等	1面につき	350
7 · P · N · /P	その他の者	1 間に 26	700
バドミントン	児童生徒等	1面につき	150
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	その他の者	1 間に 26	300
テニス	児童生徒等	1面につき	500
	その他の者	1 間に 26	1,000
レスリング	児童生徒等	1式につき	500
	その他の者	1 2410 20	1,000
卓球	児童生徒等	1 台につき	100
一一~~	その他の者	1 11 (2) (3	200

	2分の1利用	児童生徒等	500
その他	2 30 02 1 44711	その他の者	1,000
	4 分の 1 利用	児童生徒等	300
	1 50 02 1 44/1	その他の者	600

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - c 個人利用の場合

	区 分		金額 (円)
		1人1時間につき	70
		2 時間券	140
		回数券(11時間分)	700
	高校生及びこれに準ずる者	回数券(22時間分)	1, 400
		定期券(1ヶ月)	1, 200
		定期券(3ヶ月)	3, 500
トレーニングルーム		定期券(6ヶ月)	6,000
		1人1時間につき	140
		2 時間券	280
		回数券(11時間分)	1, 400
	その他の者	回数券(22時間分)	2, 800
		定期券(1ヶ月)	2,600
		定期券(3ヶ月)	7, 500
		定期券(6ヶ月)	14, 000

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 高校生及びこれに準ずる者には、中学生(保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。)を含めるものとする。
 - 3 トレーニングルームにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

(イ) 会議室

区分	1室1時間当たりの金額(円)
第1会議室、第2会議室及び本部室	600 (800)

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 ()の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

(ウ) 設備及び器具

設備器具名	区 分	単 位	金額 (円)
	個人利用	1人1回につき	100
温水シャワー	アマチュアスポーツ	1日につき	1,500
	その他	1 410 26	2,000
湯沸設備	アマチュアスポーツ	1日につき	2, 000
199 197 I/H	その他	THUS	4, 000
放送設備	アマチュアスポーツ	1式1時間につき	1,000
M M M	その他	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2	2, 000

		Ī		ĺ	
	全部点灯	アマチュアス	ポーツ	1時間につき	4,000
1.46/11/14		その他			6,000
照明設備	2 分の1点灯	アマチュアス	ポーツ	1 時間につき	2,000
7/1/5/14/2 htt	2 33 12 1 71171	その他		I MINITE S C	3,000
	4分の1点灯	アマチュアス	ポーツ	1時間につき	1,000
	1 33 42 1 11111	その他		I WINITE > C	1,500
冷暖房設備		アマチュアス	ポーツ	1 時間につき	5,000
111000000000000000000000000000000000000		その他		I WINITE SE	7, 500
競技器 11.一式	(全面利用)	アマチュアス	ポーツ	1式1時間につき	500
//// // // // // // // // // // // // /	競技器具一式(全面利用)		その他		800
			フットサル	1式1時間につき	300
			バスケットボール	1式1時間につき	300
			バレーボール	1式1時間につき	200
		アマチュア	バドミントン	1式1時間につき	100
		スポーツ	テニス	1式1時間につき	200
			レスリング	1式1時間につき	200
			卓球	1台1時間につき	100
競技器具一式	*(部分利用)		その他	1式1時間につき	200
///LIX III / X	(46)0.1.0/11)		フットサル	1式1時間につき	1,500
			バスケットボール	1式1時間につき	1,500
			バレーボール	1式1時間につき	1,000
		その他	バドミントン	1式1時間につき	500
		C-> Im	テニス	1式1時間につき	1,000
			レスリング	1式1時間につき	1,000
			卓球	1台1時間につき	500
			その他	1式1時間につき	1,000

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 各会議室及び本部室の冷暖房料は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。) 当たり 100 円とする。

才 多目的広場

施設

~		
区	分	1時間当たりの金額(円)
	全面	900
多目的広場	3分の2面	600
	3分の1面	300

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

カ クライミングウォール

施設

区	分	単 位	金額 (円)
個人利用	児童生徒等	1人1時間につき	200
回 八小 1/11	その他の者	1人1時間につき	400
専用利用	児童生徒等	1時間につき	700
47114 4711	その他の者	1時間につき	1, 400

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者

- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- (2) 三重県営総合競技場

ア 総合競技場の施設(会議室及びステージを除く。)

(ア) 全部利用の場合

	区分			
	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収し ない場合	2, 400	
体育館	ア () エ / ハ () (に作り用する物目	入場料を徴収す る場合	7, 000	
	営利を目的として利用する場合		58, 500	
	その他の催物に利用する場合		11, 700	
	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収し ない場合	1, 200	
体育館別館	ノマノエノハハ ノに利用する物目	入場料を徴収す る場合	3, 600	
	営利を目的として利用する場合	営利を目的として利用する場合		
	その他の催物に利用する場合	その他の催物に利用する場合		
	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収し ない場合	3, 000	
陸上競技場	7 (7 4) NA 7 (CAM) 1 3 % I	入場料を徴収する場合	8, 800	
	営利を目的として利用する場合	営利を目的として利用する場合		
	その他の催物に利用する場合	その他の催物に利用する場合		
	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		
補助競技場	営利を目的として利用する場合	営利を目的として利用する場合		
	その他の催物に利用する場合	その他の催物に利用する場合		
	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		
付帯投てき場	営利を目的として利用する場合	営利を目的として利用する場合		
	その他の催物に利用する場合	その他の催物に利用する場合		
多目的広場	アマチュアスポーツに利用する場合		1,000	

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 体育館本館及び多目的広場については、半面使用を認め、その利用料金は全面使用の半額とする。
 - 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場 料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。
 - (イ) 部分利用の場合

区 分			単 位	1時間当たりの金額(円)
	フットサル	児童生徒等	1面につき	500
	7 7 1 77	その他の者	T III (C) C	1,000
	バスケットボール	児童生徒等	1面につき	500
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	その他の者	T III (C) C	1,000
	バレーボール	児童生徒等	1面につき	350
		その他の者		700
//	バドミントン	児童生徒等	1面につき	150
体育館		その他の者	т ш (2 э с	300
	テニス	児童生徒等	1面につき	500
		その他の者	т ш (2 э с	1,000
	卓球	児童生徒等	1 台につき	100
- 平 小	7-4	その他の者		200

1					
		2 分の 1 利用	児童生徒等	1 面につき	500
	その他	2 33 02 1 113/13	その他の者	T III (C) C	1,000
	C 47 E	4分の1利用	児童生徒等	1 面につき	300
	4分1利用	1) 7 1 1 1 1 1 1	その他の者	T III (C) C	600
	バレーボール		児童生徒等	1面につき	120
			その他の者		240
体育館別館	バドミントン		児童生徒等	. 1 面につき	100
			その他の者		200
	卓球		児童生徒等	- 1 台につき	80
	T-41,		その他の者		160

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - (ウ) 個人利用の場合

	区 分		1時間当たりの金額(円)
	児童生徒等	1人1時間につき	70
陸上競技場	その他の者	1人1時間につき	180
医工施 汉伽	児童生徒等(夜間使用)	1人1時間につき	170
	その他の者(夜間使用)	1人1時間につき	380
	児童生徒等	1人1時間につき	50
補助競技場	その他の者	1人1時間につき	100
1111 47 J JOE 1X 1/J	児童生徒等(夜間使用)	1人1時間につき	150
	その他の者(夜間使用)	1人1時間につき	300
	児童生徒等	1人1時間につき	50
付帯投てき場	その他の者	1人1時間につき	100
111111111111111111111111111111111111111	児童生徒等(夜間使用)	1人1時間につき	150
	その他の者(夜間使用)	1人1時間につき	300
		1人1時間につき	60
		2 時間券	110
	高校生及びこれに準ずる者	回数券(22時間分)	1, 100
		定期券(1ヶ月)	1,000
トレーニングセンター		定期券(3ヶ月)	2,700
F		1人1時間につき	120
		2 時間券	230
	その他の者	回数券(22時間分)	2, 300
		定期券(1ヶ月)	2, 200
		定期券(3ヶ月)	6,000

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - 3 高校生及びこれに準ずる者には、中学生(保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。)を含めるものとする。
 - 4 トレーニングセンターにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

- 5 夜間使用の照明については、個人利用の場合は、原則陸上競技場 10 名・補助競技場 5 名以上の 使用に限り点灯する。
- (エ) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区 分			金額 (円)
店舗	1平方メートル当たり	1日につき	1,000

- 備考 1 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。
 - 2 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該平 方メートル未満の数を1平方メートルとして計算する。
 - イ 総合競技場の会議室及びステージ

区 分		1時間当たりの金額(円)
	第1会議室	630
	第2会議室	840
体育館	第3会議室	630
	ステージ (アマチュアスポーツに利用する場合を除 く。)	1, 680
陸上競技場	会議室(一室当たり)	800~1, 200
产工机区侧	特別室	3, 000

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 アマチュアスポーツ大会開催に伴って必要とする各室は、事前申請により施設利用料に含みます。
 - 3 トレーニング室のみの個人利用料金は、トレーニングセンター利用料金に準じます。
 - ウ総合競技場の設備等
 - (7) 設備及び器具

設備器具名		区 分	単位	金額 (円)
	温水シャワー	アマチュアスポーツ	1人1回につき	100
	(個人利用)	その他		150
	温水シャワー	アマチュアスポーツ	1 目につき	1, 150
	(団体利用)	その他		1, 780
	湯沸設備	アマチュアスポーツ	1 目につき	1, 150
	199 OF DX VIII	その他	1 1 10 76	1, 780
	放送設備	アマチュアスポーツ	1式1時間につき	420
	//X /△ IX /III	その他		940
	ステージ照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	730
	>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	その他	I 地川につら	1, 050
	フロア2列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	840
	2 L 2 2 2 3 1 1 K 9 1	その他		1, 150
	フロア4列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	1, 680
	> - > - = > 1/1/1/1/1	その他		2, 310
	フロア6列照明	アマチュアスポーツ	_ 1 時間につき	2, 520
体育館	> L > 0 > 0 x x x y x y x x x x x x x x x x x x x	その他		3, 460
	机	アマチュアスポーツ	_ 1 日 1 脚	60
	7/4	その他		80
	椅子	アマチュアスポーツ	1日1脚	40
1 人掛け 格子 4 人掛け	1人掛け	その他	1 H 1 //AP	60
		アマチュアスポーツ	1月1脚	80
	4 人掛け	その他	T to I bok	170
	ピアノ	アマチュアスポーツ	─ 1 台 1 時間につき	940
	その他	一 1 日 1 44 間に うら	1, 470	

1		1	1	
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1時間につき	7, 350
	1月吸力取佣	その他	1 MIN 70	10, 500
	電源装置(コンセ	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100
	ント)	その他	1 旧口 1 時間に 20	150
	持ち込み電源用具	アマチュアスポーツ		1,000
	等	その他		1,500
	競技器具一式	アマチュアスポーツ	1目につき	2,000
	规权	その他	1116.78	3,000
	フロア 5 列照明	アマチュアスポーツ	1 時間につき	310
	2 1 7 3 3 1 1 K 9 1	その他	1 MIN 20	420
	フロマの別収明	アマチュアスポーツ	1 時間につき	520
	フロア9列照明	その他		730
	公应 司 儿	アマチュアスポーツ	1 吐胆に ○ さ	4, 200
化 本绘则绘	冷暖房設備	その他	1 時間につき	5, 880
体育館別館	電源装置(コンセ	アマチュアスポーツ	— 1個口1時間につき —	100
	ント)	その他		150
	持ち込み電源用具	アマチュアスポーツ	1 個日 1 味噌とった	1,000
	等	その他		1,500
	***	アマチュアスポーツ	1 11 17 - 2.	1,000
	競技器具一式	その他	1 目につき	1,500
	温水シャワー	アマチュアスポーツ	4 [4 []] * 4 %	100
	(個人利用)	その他	1人1回につき	150
	温水シャワー	アマチュアスポーツ	1 11 17 - 2.	1, 400
	(団体利用)	その他	1 目につき	2, 100
	2F 2H = F. I+4	アマチュアスポーツ	1 11 17 - 2.	1, 400
	湯沸設備	その他	1 目につき	2, 100
	ナレン六 =11 144	アマチュアスポーツ	1 	500
	放送設備	その他	1式1時間につき	1, 100
		アマチュアスポーツ	, et , n+ nn) =	100
	VA 100 174-211. /##	その他	1 室 1 時間につき	150
	冷暖防設備	アマチュアスポーツ	∧ d = = = = = = = = = = = = = = = = = =	2,000
		その他	全室 1 時間につき	3,000
	Let	アマチュアスポーツ	4 D 4 Bin	60
	机	その他	1日1脚	80
	椅子	アマチュアスポーツ	4 D 4 Bin	40
	1人掛け	その他	─ 1 日 1 脚	60
	椅子	アマチュアスポーツ	4 D 4 Bin	80
	4人掛け	その他	1日1脚	170
陸上競技場		アマチュアスポーツ		1, 260
产工 <i>加</i> .[次勿	天幕	その他	1日1張	2, 020
		アマチュアスポーツ	4 _5 4 H+HH) > - V	3, 600
	大型映像装置	その他	1式1時間につき	7, 200
	177 HZ (/ A ()	アマチュアスポーツ		28, 000
	照明灯(全灯)	その他	1時間につき	33, 600
1	1	I	1 1	,

	İ	l	1	
	照明灯 (2 分の 1	アマチュアスポーツ	- 1 時間につき	14, 000
	灯)	その他	T M HIJ (C) C	16, 800
	照明灯 (5 分の 1	アマチュアスポーツ	1 時間につき	5, 600
	灯)	その他	I MINIC JO	6, 720
	照明灯(10 分の 1	アマチュアスポーツ		2, 800
	灯)	その他	1時間につき	3, 360
	電源装置(コンセ	アマチュアスポーツ	- 1個口1時間につき	100
	ント)	その他	- 1 順日 1 時間に 26	150
	持ち込み電源用具	アマチュアスポーツ	- 1個口1時間につき	1,000
	等	その他	- 1 順日 1 時間に 26	1, 500
	競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	7, 000
	妣汉奋兴 八	その他		10, 500
	競技用計測機器一	アマチュアスポーツ	1日につき	10, 000
	式	その他	1 11/2 26	15, 000
	写真判定棟		1式1時間につき	400
	冷暖房設備		1室1時間につき	100
補助競技場	放送設備		1式1時間につき	100
	照明灯 (四基)	アマチュアスポーツ	- 1式1時間につき	2, 100
	269171 (日本)	その他	11/1 (1) (1) (2)	2, 600
付帯投てき場	照明灯 (三基)	アマチュアスポーツ	- 1式1時間につき	1, 700
口田女へで物	2227171 (一盃)	その他	- 1 大口 町川に フさ	2, 100
補助競技場及び付帯	照明灯 (五基)	アマチュアスポーツ	- 1式1時間につき	2, 400
投てき場	照明灯 (五基)	その他	1五七日間にごう	3, 000

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 - 2 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(イ) 体育館用器具

品 名	単位 (1日当たり)	金額 (円)
卓球	1 台一式	50
バドミントン	1コート一式	50
バレーボール	1コート一式	100
バスケットボール	1コート一式	100
テニス	1コート一式	100
ソフトバレーボール	1コート一式	50
移動式バスケットゴール	1コート一式	500
フットサルゴール	1コート一式	200
手動得点板	1セット	100
連動式得点表示板	一式	500

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(ウ) 陸上競技用器具及び計測機器

品 名	単位 (1日当たり)	金額 (円)
スターティングブロック	1個	70
ストップウォッチ	1 個	100
ハードル	1 個	50
ヤリ	1 本	170
ハンマー	1 個	70

円盤	1個	70
砲丸	1個	70
棒高跳び用器具	1式	880
走高跳び用器具	1式	670
走幅・三段跳距離測定器	1式	400
踏切板	1 本	100
全自動ピストル	1 個	120
YO式スタート発信装置	1式	5,000
スターター拡声装置	1式	3,800
写真判定装置	1式	5,000
周回表示器	1 台	500
フィールド成績表示器	1 台	2, 100
風向・風速計	1台	500
光波距離測定装置	1式	5,000
フィニッシュタイマー表示盤	1台	5,000
ビーチパラソル	1 本	120
レーンナンバー表示器	1式	500
電子式風力速報表示盤	1台	2, 100
電子式周回表示盤	1台	2, 100
電子式風力測定器	1台	2, 500
走幅・三段跳電子距離測定器	1式	5,000
フィールド制限タイマー	1台	2, 100
サッカーゴール (ラグビーゴール)	1 対	1,000
人工芝	1 枚	100

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

- 3 利用料金の承認年月日平成 29 年 3 月 28 日
- 4 利用料金の適用年月日 平成29年7月1日

三重県告示第 435 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン久居店

津市久居明神町風早 2666 番地ほか 56 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 400 番地	花井 秀年
株式会社アール・エスカリエ	大阪府大阪市住之江区浜口東三丁目5番19号	浜田 安哉
昭産商事株式会社	福岡県北九州市門司区黄金町6番7号	森田 将昭
光野 及雄	津市久居本町 1570 番地 2	
有限会社金青堂書店	津市久居本町 1494 番地	鈴木 邦郎
有限会社マエダ園芸	松阪市嬉野新屋庄町 880 番地	前田 則生
中村 忠	伊勢市岡本 3 丁目 13-25	_
有限会社香洋	津市久居射場町 137 番地	野島 勲
株式会社ザ・クロックハウス	東京都新宿区新宿一丁目 19番 10号	花谷 洋二
有限会社好古堂	津市久居稲葉町 460-2	小久保 幸道
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市白子町本町 14番7号	廣森 重孝
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒町 296 番地 5	渥美 健治
川上 勝久	津市久居新町 795 番地 3	_
株式会社川本	四日市市松本二丁目6番10号	川本 博康
有限会社オーブ	津市城山1丁目14番2号	寺尾 修
株式会社キャンドゥ	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	城戸 博司
株式会社ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	林田 和昭

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
昭産商事株式会社	福岡県北九州市門司区黄金町6番7号	森田 将昭
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋一丁目 11 番 2 号	大野 禄太郎
有限会社マエダ園芸	松阪市嬉野新屋庄町 880 番地	前田 則生
有限会社好古堂	津市久居稲葉町 460-2	小久保 幸道
中村 忠	伊勢市岡本 3 丁目 13-25	_
有限会社香洋	津市久居射場町 137 番地	野島 崇司
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市白子町本町 14番7号	廣森 重孝
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒町 296 番地 5	渥美 健治
株式会社カロ	大阪府大阪市中央大手前 1-7-31 OMMビル	宇澤 信夫
株式会社美しま	津市一志町高野 160-133	鮒田 基成
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2-38	河合 映治

3 変更年月日

平成 29 年 6 月 13 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため

- 5 届出の日
 - 平成 29 年 6 月 13 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成29年6月27日から同年10月27日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 436 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 日永カヨーショッピングセンター 四日市市日永四丁目2番41号

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

(変更削) 	住所	代表者の氏名
株式会社日永華陽	四日市市日永四丁目 2-41	高倉衛
スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町 1301	植杉 好英
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	梅本 和典
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目 9-3	山口 浩一
株式会社ヨシユキ真田屋呉服店	四日市市泊町 5-14	眞田 育彦
株式会社YADA	四日市市沖の島町 4-20	矢田 武賜
八木 衛	鈴鹿市中旭ヶ丘 1-3-2	_
有限会社NMC2011	愛知県春日井市西本町1丁目5-12	贄 喜三
株式会社ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目 7-31	林田 和昭
株式会社ラヴフォー	四日市市中部 12-11	加藤 幾恒
株式会社近藤写真機店	四日市市諏訪栄町 5-4	近藤 真理
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	羽牟 秀幸
株式会社セリア	岐阜県大垣市外淵2丁目38	河合 宏光
株式会社るなぱぁく	桑名市大字江場 1931	佐藤 詔英
株式会社川スミ	愛知県弥富市鯏浦町南前新田 215	川澄 幸司
株式会社おにぎりの桃太郎	四日市市久保田1丁目6-54	上田 輝一
有限会社茶富園	四日市市川原町 22-7	宇加 富弥
招福亭株式会社	四日市市大字塩浜 180	安田 篠
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都大田区田園調布 3-46-8	田沼 千秋
株式会社平和堂	四日市市富田一色町 9-11	中川 輝雄
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目 50	国廣 哲彦
サンエーフードサービス株式会社	四日市市ときわ一丁目 2-15	森 信夫
服部 俊昭	四日市市広永町 631	_
有限会社成美堂	四日市市諏訪栄町 21-5	松井 宏
株式会社ぷりず夢	愛知県春日井市東野町五丁目 1-5	森下 恵治
菅原 孝	愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土 1-199	=
株式会社おヽみ	福島県いわき市小名浜中町境 2-22	北川 喜一
株式会社米乃家	愛知県名古屋市千種区内山二丁目 16-20	村瀬 昇平
株式会社伊勢の国佃煮かね万	松阪市駅部田町字畑谷 1205-1	前川 貞雄

株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32-13	指田 努
株式会社i i company	愛知県稲沢市西島一丁目 168-2	石原 一郎
トーベル株式会社	東京都世田谷区太子堂一丁目 13-1	沼波 定比古

(変更後)

株式会社日永華陽 四日市日永四丁目 2-41 高倉 衡 スーパーサンシ株式会社 四日市市河原田町 1301 植杉 好英 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美派区中瓶 1-5-1 岡崎 双一株式会社ストライブインターナック・ファインターナック 石川 康朝・ア・ナル 株式会社フールド 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 上山 健二 株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町 1-2-1 吉竹 英典 株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町 1-2-1 吉竹 英典 株式会社のなばらく 秦名市大学江場 1931 佐藤 栄験 株式会社日中ふとん店 愛知県 宮市本町 3-9-14 田中 公鍾 株式会社がらず夢 最名市大学大仲新田宇新井水下 67-3 川澄 幸司 株式会社がりず夢 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公司 中華 一 ルボ会社クローバー 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公司 一 ルボ会社クローバー 愛知県名古屋市港値区内は 1-50 魔村 昌県 原村 昌県 株式会社クルフルー・株式会社 愛知県名古屋市港値区内は 1-50 魔村 昌県 原村 昌県 株式会社米内家 愛知県名古屋市市種区内は 2-16-20 村浦 昇平 株式会社 第二 日本	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 同崎 双一株式会社ストライブインターナショナル 株式会社フールド 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 上山 健二 株式会社フールド 株式会社フールド 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 上山 健二 株式会社コックス 株式会社のよびよく 桑名市大学工場 1931 佐藤 栄聡 株式会社日中かとん店 愛知県一宮市本町3-9-14 田中 公雄 株式会社リコス 桑名市大学大仲新田宇新井水下 67-3 川彦 金庫 株式会社のリブ夢 愛知県名古屋市大学大仲新田宇新井水下 67-3 川彦 金庫 株式会社のリブ夢 愛知県名古屋市北区流水 1-704 伊藤 公一 服部 俊昭 四日市市広水町 631 一 フジパンストア一株式会社 愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 慶村 昌弘 株式会社米乃家 愛知県名古屋市 1種区内山 2-16-20 村瀬 昇平 株式会社東方園と大学園内・16 加藤 公昭 株式会社第78 参島県大田町 16 加藤 公昭 株式会社東京園屋内下りり 蛟阜県安人郡輸之内町中郷宇上切戸 63 金森 弘 三島物産株式会社 四日市市武部等町 10-6 渡辺 大雄 イ田会社成業室 四日市市諏訪崇町 12-5 松井 宏 株式会社ファンシンマグチグ 受知県一宮市 12-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 受知県一宮市 12-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 受知県一宮市 15-11 杉木 重道 株式会社 1-18-1 杉木 重道 株式会社 2-12-13 東京都市 美師・上面町 16 財産 2-22	株式会社日永華陽	四日市市日永四丁目 2-41	高倉 衛
株式会社フトライブインターナショナル 株式会社フールド 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 上山 能二 株式会社フールド 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 上山 能二 株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町 1-2-1 吉竹 英典 株式会社のよるがあるく 桑名市大学江場 1931 佐藤 栄聡 株式会社川スミ 桑名市大学大伊新田字新井水下 67-3 川澄 幸司 株式会社パカッド 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公一 別部 食昭 四日市市広水町 631 一 アジバンストアー株式会社 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公一 別市市広水町 631 円 7・ジバンストアー株式会社 愛知県名古屋市千種区内山 2-16-20 村瀬 昇平 株式会社米乃家 愛知県名古屋市千種区内山 2-16-20 村瀬 昇平 株式会社米の藤清芳園 鈴鹿市上町町 16 炉阜県女人郡輸之内町中郷字上切戸 63 全森 弘 三島物産株式会社 四日市市大学塩浜 180 夜郎 大雄 大阪舎社でツクハウス 東京都杉並区権里 1-7-7 自土 孝 株式会社フッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社・ジーフット 東京都・少区・市田町 5-14 原田 育彦 株式会社・シニマ県田屋県服店 四日市市治町 5-14 原田 育彦 株式会社・シニマ県田屋県服店 四日市市泊町 5-14 原田 育彦 株式会社・フット 東京都・中央区新川 1-23-5 堀江 秦文 株式会社・フット 東京都・中央区新川 1-23-5 堀江 秦文 株式会社・オスポーツ 任業県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 任業県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 任業県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メカスポーツ 任業県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社・メロス・アードサービス株式会社 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武陽 4-20 矢田 武陽 1-2-16 森 信夫・	スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町 1301	植杉 好英
当ナル 四山県岡山市北区学町 2-8 石川 原町 株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 上山 健二 株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町 1-2-1 吉竹 英典 株式会社のなばらく 桑名市大学江場 1931 佐藤 栄聡 株式会社のよい店 愛知県一宮市本町 3-9-14 田中 公雄 株式会社パリスミ 桑名市大学大仲新田学新井水下 67-3 川澄 幸司 株式会社がりず夢 愛知県春日井市東町町 5-1-5 森下 恵治 歴述会社がりず夢 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公一 伊藤 公一 日中市広水町 631 一 アジバンストアー株式会社 愛知県名古屋市部穂区松園町 1-50 関村 昌弘 株式会社米乃家 愛知県名古屋市部穂区松園町 1-50 関村 昌弘 株式会社米乃家 愛知県名古屋市部穂区松園町 1-60 内瀬 昇平 株式会社来乃審 一 安和県名古屋市千種区内山 2-16-20 村瀬 昇平 株式会社東子問屋カナモリ 岐阜県安人郡輪之内町中郷字上切戸 63 金森 弘 公昭 株式会社東子問屋カナモリ 岐阜県安人郡輪之内町中郷字上切戸 63 金森 弘 公正 大阪 大都会社の実施 四日市市北部第2 12-5 松井 大阪 大塚 大雄 大阪 大坂 大坂 大阪 大坂 大坂 大阪 大雄 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪	イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	岡崎 双一
株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町1-2-1 吉竹 英典 株式会社のなばらく 桑名市大字江場1931 佐藤 栄聡 株式会社田中ふとん店 愛知県一宮市本町3-9-14 田中 公雄 株式会社がりず夢 愛知県春日井市東野町5-1-5 森下 恵治 株式会社クローバー 愛知県名古屋市北区清水1-704 伊藤 公一 服器 俊昭 四日市市広水町631 一 フジパンストアー株式会社 愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50 廣村 昌弘 株式会社米乃家 愛知県名古屋市千種区内山2-16-20 村瀬 昇平 株式会社東子問屋カナモリ 蛟阜県安人郡輸之内町中郷字上切戸63 金森 弘 三昌物産株式会社 四日市市大字塩版180 渡辺 大雄 有限会社成美堂 四日市市市政告学日21-5 松井 宏 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里1-7-7 白土 孝 株式会社コシンユキ眞田屋県服店 四日市市泊町5-14 眞田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江1-18-1 杉木 重直 株式会社シンユキ眞田屋県服店 四日市市泊町5-14 眞田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江1-18-1 杉木 重直 株式会社シーフット 東京都中央区新川1-23-5 堀江 秦文 株式会社シーフット 東京都中央区新川1-23-5 堀江 秦文 株式会社・米屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬1-6 海谷 和秀 <t< td=""><td></td><td>岡山県岡山市北区幸町 2-8</td><td>石川 康晴</td></t<>		岡山県岡山市北区幸町 2-8	石川 康晴
株式会社のなばぁく 桑名市大字江場 1931 佐藤 栄聡 株式会社田中ふとん店 愛知県一宮市本町 3-9-14 田中 公雄 株式会社川スミ 桑名市大字大仲新田字新井水下 67-3 川邉 幸司 株式会社がりず夢 愛知県春日井市東町町 5-1-5 森下 恵治 株式会社クローバー 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公一股部 俊昭 四日市市広永町 631 - フジバンストア一株式会社 愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 腰村 昌弘 株式会社外廃業 愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 腰村 昌弘 株式会社外廃業 愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 藤村 昌弘 外球式会社外廃業方園 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 株式会社が麻津方園 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 株式会社が麻津方園 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 株式会社を工作を開屋カナモリ 岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63 金森 弘 三昌物産株式会社 四日市市大字塩浜 180 渡辺 大雄 不明会社改美堂 四日市市歌前楽町 21-5 松井 宏 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里 1-7-7 自土 孝 株式会社フッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一株式会社フッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一株式会社とシュキ眞田屋県服店 四日市市部町 5-14 眞田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 始日 基成 株式会社・ファット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・ファト 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・ファト 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・ファト 東京都中央区新川 1-5-1 神谷 和秀 株式会社・ガスボーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 押谷 和秀 株式会社・カス 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一株式会社・メカス 四日市市かの島町 4-20 矢田 武陽 サンエーフードサービス株式会社 四日市市かの島町 4-20 矢田 武陽	株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	上山 健二
株式会社田中ふとん店 愛知県一宮市本町 3-9-14 田中 公維 株式会社川スミ 桑名市大字大仲新田宇新井水下 67-3 川澄 幸司 株式会社がりず夢 愛知県春日井市東野町 5-1-5 森下 恵治 株式会社クローバー 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公一 服部 俊昭 四日市市広永町 631 一 フジバンストアー株式会社 愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 廣村 昌弘 株式会社米乃家 愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 横村 昌弘 株式会社水乃家 参加県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 大瀬 昇平 株式会社所藤芳園 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 株式会社東田暦 3-7年 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 金森 弘 三島物産株式会社 四日市市大字塩浜 180 渡辺 大雄 毎日東京都杉並区梅里 1-7-7 白土 孝 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里 1-7-7 白土 孝 株式会社シックハウス 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社シンスも同田屋県服店 四日市市市部町 5-1 眞田 青彦 株式会社・シンス・大護田屋県服店 四日市市が関 160-133 動田 基成 株式会社・ファット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・アット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・大田 1-5年 神谷 和秀 株式会社・	株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町 1-2-1	吉竹 英典
株式会社バッす夢	株式会社るなぱぁく	桑名市大字江場 1931	佐藤 栄聡
株式会社グリーズー 愛知県春日井市東野町 5-1-5 森下 恵治 株式会社クローズー 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公一 別部 俊昭 四日市市広永町 631 一	株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町 3-9-14	田中 公雄
株式会社クローバー 愛知県名古屋市北区清水 1-704 伊藤 公一 服部 俊昭 四日市市広永町 631	株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67-3	川澄 幸司
服部 俊昭 四日市市広永町 631	株式会社ぷりず夢	愛知県春日井市東野町 5-1-5	森下 恵治
プジパンストアー株式会社 愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50 廣村 昌弘 株式会社米乃家 愛知県名古屋市千穣区内山 2-16-20 村瀬 昇平 株式会社加藤清芳園 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 株式会社菓子問屋カナモリ 岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63 金森 弘 三昌物産株式会社 四日市市大字塩浜 180 渡辺 大雄 有限会社成美堂 四日市市諏訪栄町 21-5 松井 宏 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里 1-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社ヨシュキ眞田屋呉服店 四日市市泊町 5-14 原田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 射田 基成 株式会社シーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・リア 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社・メガスボーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスボーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスボーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社メカス 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社メカス 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ1-2-15 森 信夫	株式会社クローバー	愛知県名古屋市北区清水 1-704	伊藤 公一
株式会社米乃家 愛知県名古屋市千種区内山 2-16-20 村瀬 昇平 株式会社加藤清芳園 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 株式会社菓子問屋カナモリ 岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63 金森 弘 三昌物産株式会社 四日市市大字塩浜 180 渡辺 大雄 有限会社成美堂 四日市市諏訪栄町 21-5 松井 宏 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里 1-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社 3-2 ユキ眞田屋具服店 四日市市泊町 5-14 原田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 射田 基成 株式会社・バーーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 江尻 義久 株式会社・ジーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・ファット 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社・メガスポーツ 「華県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社・メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社・メカスポーツ 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社・メカス 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜ー 株式会社・メカス 田日市市・かの島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	服部 俊昭	四日市市広永町 631	_
株式会社加藤清芳園 鈴鹿市上田町 16 加藤 公昭 株式会社菓子問屋カナモリ 岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63 金森 弘 三昌物産株式会社 四日市市大字塩浜 180 渡辺 大雄 有限会社成美堂 四日市市諏訪栄町 21-5 松井 宏 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里 1-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店 四日市市泊町 5-14 眞田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 鮒田 基成 株式会社バニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊学七本松 27-1 江尻 義久 株式会社ジーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・ジーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・ジーフット 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社・プープット 大葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社・プープット 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社・プープット 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社・プープット 石島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社・アードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50	廣村 昌弘
株式会社菓子問屋カナモリ 岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63 金森 弘 三昌物産株式会社 四日市市大字塩浜 180 渡辺 大雄 有限会社成美堂 四日市市諏訪栄町 21-5 松井 宏 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里 1-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店 四日市市泊町 5-14 眞田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 射田 基成 株式会社シーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社・ビリア 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社・オスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社シース 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社インスト 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社インスト 田市市ときわ 1-2-15 森 信夫	株式会社米乃家	愛知県名古屋市千種区内山 2-16-20	村瀬 昇平
三昌物産株式会社 四日市市大字塩浜180 渡辺 大雄 有限会社成美堂 四日市市諏訪栄町21-5 松井 宏 株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里1-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい1-9-3 山口 浩一 株式会社ヨシュキ眞田屋呉服店 四日市市泊町5-14 「夏田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野160-133 鮒田 基成 株式会社・フーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1 江尻 義久 株式会社・ジーフット 東京都中央区新川1-23-5 堀江 秦文 株式会社・ジーフット 岐阜県大垣市外渕2-38 河合 映治 株式会社・オ来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 神谷 和秀 株式会社お、み 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社YADA 四日市市沖の島町4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ1-2-15 森 信夫	株式会社加藤清芳園	鈴鹿市上田町 16	加藤 公昭
有限会社成美堂四日市市諏訪栄町 21-5松井 宏株式会社マックハウス東京都杉並区梅里 1-7-7白土 孝株式会社ファッションヤマグチ愛知県一宮市せんい 1-9-3山口 浩一株式会社ヨシュキ眞田屋呉服店四日市市泊町 5-14眞田 育彦トーベル株式会社大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1杉本 重道株式会社美しま津市一志町高野 160-133鮒田 基成株式会社バニーズ福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1江尻 義久株式会社ジーフット東京都中央区新川 1-23-5堀江 泰文株式会社セリア岐阜県大垣市外渕 2-38河合 映治株式会社未来屋書店千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6羽牟 秀幸株式会社メガスボーツ千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1神谷 和秀株式会社お、み福島県いわき市小名浜中町境 2-22北川 喜一株式会社YADA四日市市沖の島町 4-20矢田 武賜サンエーフードサービス株式会社四日市市ときわ 1-2-15森 信夫	株式会社菓子問屋カナモリ	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63	金森 弘
株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里 1-7-7 白土 孝 株式会社ファッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店 四日市市泊町 5-14 眞田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 鮒田 基成 株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 江尻 義久 株式会社ジーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社おヽみ 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社YADA 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	三昌物産株式会社	四日市市大字塩浜 180	渡辺 大雄
株式会社ファッションヤマグチ 愛知県一宮市せんい 1-9-3 山口 浩一 株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店 四日市市泊町 5-14 眞田 育彦 トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 鮒田 基成 株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 江尻 義久 株式会社ジーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社おゝみ 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社ソADA 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	有限会社成美堂	四日市市諏訪栄町 21-5	松井 宏
株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店四日市市泊町 5-14眞田 育彦トーベル株式会社大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1杉本 重道株式会社美しま津市一志町高野 160-133鮒田 基成株式会社ハニーズ福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1江尻 義久株式会社ジーフット東京都中央区新川 1-23-5堀江 泰文株式会社セリア岐阜県大垣市外渕 2-38河合 映治株式会社未来屋書店千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6羽牟 秀幸株式会社メガスポーツ千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1神谷 和秀株式会社おヽみ福島県いわき市小名浜中町境 2-22北川 喜一株式会社イムDA四日市市沖の島町 4-20矢田 武賜サンエーフードサービス株式会社四日市市ときわ 1-2-15森 信夫	株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1-7-7	白土 孝
トーベル株式会社 大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1 杉本 重道 株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 鮒田 基成 株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 江尻 義久 株式会社ジーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社おゝみ 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社ソADA 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい 1-9-3	山口 浩一
株式会社美しま 津市一志町高野 160-133 鮒田 基成 株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 江尻 義久 株式会社ジーフット 東京都中央区新川 1-23-5 堀江 泰文 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕 2-38 河合 映治 株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 羽牟 秀幸 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 神谷 和秀 株式会社おヽみ 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社YADA 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店	四日市市泊町 5-14	眞田 育彦
株式会社ハニーズ福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1江尻 義久株式会社ジーフット東京都中央区新川 1-23-5堀江 泰文株式会社セリア岐阜県大垣市外渕 2-38河合 映治株式会社未来屋書店千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6羽牟 秀幸株式会社メガスポーツ千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1神谷 和秀株式会社おいみ福島県いわき市小名浜中町境 2-22北川 喜一株式会社YADA四日市市沖の島町 4-20矢田 武賜サンエーフードサービス株式会社四日市市ときわ 1-2-15森 信夫	トーベル株式会社	大阪府大阪市西区北堀江 1-18-1	杉本 重道
株式会社ジーフット東京都中央区新川 1-23-5堀江 泰文株式会社セリア岐阜県大垣市外渕 2-38河合 映治株式会社未来屋書店千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6羽牟 秀幸株式会社メガスポーツ千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1神谷 和秀株式会社おいみ福島県いわき市小名浜中町境 2-22北川 喜一株式会社YADA四日市市沖の島町 4-20矢田 武賜サンエーフードサービス株式会社四日市市ときわ 1-2-15森 信夫	株式会社美しま	津市一志町高野 160-133	鮒田 基成
株式会社セリア岐阜県大垣市外渕 2-38河合 映治株式会社未来屋書店千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6羽牟 秀幸株式会社メガスポーツ千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1神谷 和秀株式会社お、み福島県いわき市小名浜中町境 2-22北川 喜一株式会社YADA四日市市沖の島町 4-20矢田 武賜サンエーフードサービス株式会社四日市市ときわ 1-2-15森 信夫	株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社未来屋書店千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6羽牟 秀幸株式会社メガスポーツ千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1神谷 和秀株式会社おゝみ福島県いわき市小名浜中町境 2-22北川 喜一株式会社YADA四日市市沖の島町 4-20矢田 武賜サンエーフードサービス株式会社四日市市ときわ 1-2-15森 信夫	株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1-23-5	堀江 泰文
株式会社メガスポーツ千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1神谷 和秀株式会社おヽみ福島県いわき市小名浜中町境 2-22北川 喜一株式会社YADA四日市市沖の島町 4-20矢田 武賜サンエーフードサービス株式会社四日市市ときわ 1-2-15森 信夫	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2-38	河合 映治
株式会社おヽみ 福島県いわき市小名浜中町境 2-22 北川 喜一 株式会社YADA 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6	羽牟 秀幸
株式会社YADA 四日市市沖の島町 4-20 矢田 武賜 サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	神谷 和秀
サンエーフードサービス株式会社 四日市市ときわ 1-2-15 森 信夫	株式会社おヽみ	福島県いわき市小名浜中町境 2-22	北川 喜一
	株式会社YADA	四日市市沖の島町 4-20	矢田 武賜
菅原 孝 愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土 1-199	サンエーフードサービス株式会社	四日市市ときわ 1-2-15	森 信夫
	菅原 孝	愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土 1-199	_

3 変更年月日

平成 29 年 6 月 13 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため

5 届出の日

平成 29 年 6 月 13 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 437 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 リバーナイオン名張ショッピングセンター 名張市元町 376

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表	者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	岡崎	双一
スナップス販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	西原	浩二
株式会社お菓子司さわ田	名張市鍛冶町 92 番地	澤田	孝司
株式会社スイートガーデン	京都府京都市烏丸通御池下る虎屋町 566 番地	小池	和則
株式会社宇治園	大阪府大阪市中央区心斎橋筋1丁目4番20号	中村	剛
株式会社キリン堂	大阪府吹田市江坂町1丁目22番26号	寺西	豊彦
株式会社タオ	名張市松崎町 1425 番地の 6	上村	博一
土井粋花園	名張市丸之内 54 番地の 10	土井	重之
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	國廣	哲彦
株式会社タイセイウィール	大阪府大阪市天王寺区生玉寺町1番24号	桜井	誠一
山村 俊一	名張市本町 335 番地	_	
株式会社カロ	大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号	宇澤	信夫
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村	禎規
株式会社キャンドゥ	東京都北区浮間3丁目3番2号	城戸	博司
オキツモ流通株式会社	名張市中村 18 番地の 2	山中	克敏
株式会社アペル	奈良県桜井市大字桜井 267 番地	吉川	正人
有限会社タバタ米穀	名張市東町 1692-1	田畑	純也
株式会社ヤマノリテーリングス	東京都渋谷区代々木 1-30-7 ヤマノ 24 ビル 4 階	山野	義友
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻1丁目11番1	藤原	政博
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27番の1	江尻	義久
株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田 12 番地	菊池	敬一
株式会社ケービーケー	大阪府大阪市天王寺区大道2丁目7番1号	木下	信夫
第一創美産業有限会社	大阪府東大阪市長堂1丁目85番の1	石田	稔

有限会社Fairy	名張市つつじヶ丘北8番町23番地	小林	勝
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	中本	敏幸
有限会社BEUP	松阪市久保町 1881-52	大森	実

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目1番16号	北村 正志
株式会社お菓子司さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸
株式会社スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	富川 俊明
株式会社宇治園	大阪府大阪市中央区心斎橋筋一丁目4番20号	重村 勝
株式会社タオ	名張市松崎町 1425 番の 6	上村 博一
土井 重之	名張市丸之内 54 番地の 10	_
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	廣村 昌弘
株式会社カロ	大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号	宇澤 信夫
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社アペル	奈良県桜井市大字桜井 267 番地	吉川 正人
株式会社ヤマノリテーリングス	東京都渋谷区代々木一丁目 30番7号 ヤマノ 24ビル4階	山野 義友
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目 11番1号	横内 達治
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27番の1	江尻 義久
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉田 馨
平木 大三	伊賀市上野中町 3025	_

3 変更年月日

平成 29 年 6 月 13 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため

- 5 届出の日
 - 平成 29 年 6 月 13 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 平成29年6月27日から同年10月27日まで
 - 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 438 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

阿児ショッピングセンター 志摩市阿児町鵜方 3215 ほか 24 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
スナップス販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6	西原 浩二
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	高木 和己
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市熱田区尾頭町2番14号	榎 正雄
有限会社萬福フーズ	志摩市阿児町鵜方 1225	岩城 隆晴
株式会社磯田園製茶	愛知県田原市田原柳町 28 番地の 1	磯田 義人
有限会社でらお化粧品店	志摩市阿児町鵜方 1447-10	寺尾 健
株式会社動物館アイドルスリー	津市中央7番18号	杉本 三省
有限会社作田書店	志摩市磯部町迫間 59 番地の 5	作田 幸久
株式会社錦	愛知県名古屋市中村区名駅 2 丁目 45-19 号	西尾 遼一
株式会社ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	木村 保
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	曲淵 恵美子
エステール株式会社	東京都新宿区住吉町8番12号 プラザ曙橋	丸山 朝
有限会社小林物産	伊勢市二見町筝 595 番地の 3	小林 孝行
有限会社メガネサロンハシズメ	志摩市阿児町鵜方 3000 番地 3	橋爪 民幸
株式会社ナガオカ	伊勢市大湊町 326-17	長岡 正雄
株式会社スイートガーデン	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地	友田 雅己

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目1番16号	北村 正志
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	廣村 昌弘
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市熱田区尾頭町2番14号	小鹿 孝匡
有限会社でらお化粧品店	志摩市阿児町鵜方 1447-10	寺尾 健
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
有限会社メガネサロンハシズメ	志摩市阿児町鵜方 3000 番地 3	橋爪 康幸
株式会社ナガオカ	伊勢市大湊町 306 番地 17	長岡 里枝
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥

3 変更年月日

平成 29 年 6 月 13 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため

5 届出の日

平成 29 年 6 月 13 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成29年6月27日から同年10月27日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 439 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規 模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定 により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき 事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日か ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン伊賀上野店

伊賀市上野茅町 2519 番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番2号	多根 裕詞
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市熱田区尾頭町2番14号	小鹿 孝臣
株式会社コンフェクショナリィコ トブキ	兵庫県神戸市中央区北長狭通一丁目9番1号	細谷 俊男
岡森 俊二	伊賀市片原町 2779	_
株式会社いづみ	伊賀市中町 3031 番地	伊室 純義
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	國廣 哲彦
有限会社花咲かじいさん	伊賀市丸の内 34 の 2	濱瀬 利昭
株式会社ウヲジ	伊賀市東町 2926	福山 浩司
株式会社錦	愛知県名古屋市中村区二丁目 45 番 19 号	西尾 遼一
日本マクドナルドホールディング 株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号	原田 永幸
スナップス販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	西原 浩二
株式会社イオンイーハート	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	辻 晴芳
株式会社川本	四日市市ときわ1丁目7の15	川本 博康
ニッケン文具株式会社	大阪府東大阪市長田中 4-5-44	徳弘 滋
株式会社キャンドゥ	東京都板橋区板橋 3-9-7	城戸 博司

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市熱田区尾頭町2番14号	小鹿 孝臣
岡森 俊二	伊賀市片原町 2779	_
株式会社いづみ	伊賀市中町 3031 番地	伊室 純義
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	廣村 昌弘
株式会社キャンドゥ	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	城戸 一弥
株式会社田村	名張市東町 1473	田村 禎規

変更年月日

平成 29 年 6 月 13 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため

5 届出の日

平成 29 年 6 月 13 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成29年6月27日から同年10月27日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第2号

コイ(マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。)の持出し、放流等について、漁業法(昭和 24 年法律 第 267 号)第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平 野 金 人

- 1 指示の内容
- (1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面(名張川及び熊野川の一部)を除く。)から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを 満たしていることを確認すること。

- (ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。
- (イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (ウ) PCR (ポリメラーゼ連鎖反応) 検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成29年7月9日から平成30年7月8日まで

公 告

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) 第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

水道事業

1 事業の概況

平成28年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曽川用水系)においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曽岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に665万3,213立方メートル(年間累計1,319万4,410立方メートル)の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(北勢系・三重用水系)においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に 605 万 901 立方メートル (年間累計 1,231 万 6,548 立方メートル) の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曽岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に 180 万 2,899 立方メートル (年間累計 334 万 9,759 立方メートル) の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(中勢系・雲出川水系)においては、津市及び松阪市に 561 万 8,628 立方メートル (年間累計 1,113 万 1,080 立方メートル)の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(中勢系・長良川水系)においては、津市及び松阪市に535万800立方メートル(年間累計1,070万1,600立方メートル)の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,066 万 1,494 立方メートル (年間累計 2,144 万 4,209 立方メートル) の給水を行いました。

水道事業全体で、平成 28 年度下半期の総給水量は 3,613 万 7,935 立方メートル (年間累計 7,213 万 7,606 立方メートル) となりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書(別表 1)及び三重県水道事業貸借対照表(別表 2)のとおりです。

- 3 予算の概要及び事業の経営方針
- (1) 平成29年度予算の概要

ア 業務の予定量

総水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、 三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

	年間総給ス	k量			71, 262, 828 立方メートル
	1日平均約	計水量			195,777 立方メートル
	主要な建設	设改良事業			
	業務設備	#及び改良事	業	事業費	108,833 千円
	北勢水道	道改良事業		事業費	1,580,426 千円
	中勢水道	道改良事業		事業費	541,694 千円
	南勢水道	道改良事業		事業費	945,020 千円
1	収益的収力	人及び支出の	予定額		
	収	入			
	第1款	水 道 事	業 収	益	9, 484, 568 千円
	第1項	営 業	収	益	8,614,044 千円
	第2項	営 業	外収	益	870, 524 千円
	支	出			
	第1款	水 道 事	業費	用	9, 200, 563 千円
	第1項	営 業	費	用	8, 508, 790 千円
	第2項	営 業	外 費	用	689,773 千円
	第3項	予	備	費	2,000 千円
ウ	資本的収入	人及び支出の	予定額		
	収	入			
	第1款	資本的	的 収	入	1,030,928 千円
	第1項	補	助	金	47, 232 千円
	第2項	出	資	金	983, 696 千円
	支	出			
	第1款		的 支	出	6, 225, 540 千円
	第1項	建設	改良	費	3, 229, 975 千円
	第2項	償	還	金	2,995,565 千円

- (2) 平成29年度事業の経営方針
 - 1日最大給水量

北中勢水道用水供給事業(北勢系·木曽川用水系) 北中勢水道用水供給事業(北勢系·三重用水系) 北中勢水道用水供給事業(北勢系·長良川水系) 北中勢水道用水供給事業(中勢系·雲出川水系) 北中勢水道用水供給事業(中勢系·長良川水系) 南勢志摩水道用水供給事業 80,300 立方メートル 51,000 立方メートル 18,000 立方メートル 81,416 立方メートル 58,800 立方メートル 139,850 立方メートル 別表 1

三重県水道事業損益計算書

平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

費	用	収	益
科目	金額	科目	金額
営 業 費 用	3, 945, 990, 691	営 業 収 益	4, 011, 066, 093
原水及び浄水費	1, 180, 841, 964	給 水 収 益	4, 002, 897, 794
配水費	295, 054, 577	その他営業収益	8, 168, 299
業務費	212, 843, 776		
総係費	181, 054, 668		
減価償却費	2, 023, 188, 602		
資 産 減 耗 費	53, 007, 104		
営 業 外 費 用	299, 401, 792	営業外収益	463, 464, 767
支払利息及び 企業債取扱諸費	296, 733, 511	受 取 利 息	1, 121, 313
受 託 工 事 費	1, 835, 580	他会計補助金	31, 929, 000
雑 支 出	832, 701	受託工事収益	1, 835, 580
		長期前受金戻入	404, 794, 045
		雑 収 益	23, 784, 829
当期純利益	229, 138, 377		
合 計	4, 474, 530, 860	습 計	4, 474, 530, 860

三重県水道事業損益計算書

平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

費	用	収	益
科 目	金額	科 目	金額
営 業 費 用	7, 970, 833, 129	営 業 収 益	8, 019, 234, 593
原水及び浄水費	2, 393, 447, 576	給 水 収 益	8, 006, 014, 794
配水費	595, 367, 892	その他営業収益	13, 219, 799
業務費	378, 690, 916		
総係費	334, 313, 539		
減価償却費	4, 061, 185, 102		
資 産 減 耗 費	207, 828, 104		
営業外費用	635, 215, 468	営業外収益	925, 433, 232
支払利息及び 企業債取扱諸費	612, 111, 687	受 取 利 息	3, 695, 557
受 託 工 事 費	22, 271, 080	他会計補助金	60, 265, 000
雑 支 出	832, 701	受託工事収益	22, 271, 080
		長期前受金戻入	813, 622, 545
		雑 収 益	25, 579, 050
当期純利益	338, 619, 228		
合 計	8, 944, 667, 825	合 計	8, 944, 667, 825

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日

(単位:円)

												(単位:)	11/
		資		産				負	債	ŧ i	資 本		
	科	目		金	額		科		目		金	額	
固	定	音 産		127, 609	9, 484, 263	固	定	負	債		24	1, 749, 056, 608	8
	有 形 固	定資	産	79, 41	2, 133, 733		企	業		債	19	9, 287, 729, 284	4
	無 形 固	定資	産	44, 19	7, 350, 530		引	当		金	{	5, 461, 327, 324	4
	投資その)他の資	産	4,000	0, 000, 000	流	動	負	債		;	3, 609, 652, 976	6
流	動	音 産		13, 010	0, 455, 580		企	業		債	4	2, 995, 564, 233	3
	現 金	預	金	12, 20	3, 529, 721		未	払		金		514, 980, 866	6
	未	収	金	658	8, 306, 369		引	当		金		62, 886, 000	0
	貯	蔵	品	133	3, 222, 319		その	他流重	协 負	債		36, 221, 877	7
	前	払	金		397, 171	繰	延	収	益		23	3, 799, 768, 61	5
	その他	流動資	産	1	5, 000, 000	負	債	合		計	52	2, 158, 478, 199	9
						資	本	i .	金		87	7, 055, 896, 942	2
						剰	余	<u> </u>	金		:	1, 405, 564, 702	2
							資 本	剰	余	金		869, 153, 060	0
							利 益	剰	余	金		536, 411, 642	2
							(うち	当期糾	1利益)		(338, 619, 228	8)
						資	本	É	ì	計	88	8, 461, 461, 644	4
資	産	合	計	140, 619	9, 939, 843	負	債 資	資 本	合	計	140), 619, 939, 843	3

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 65, 994, 267, 655 円 15, 409, 734, 342 円

工業用水道事業

1 事業の概況

平成 28 年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に 9,172 万 9,942 立方メートル (年間累計 1 億 8,661 万 5,259 立方メートル) を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に 705 万 8,126 立 方メートル (年間累計 1,416 万 5,930 立方メートル) を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に 310 万 5,276 立方メートル (年間累計 639 万 6,654 立方メートル) をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体 で総給水量は 1 億 189 万 3,344 立方メートル (年間累計 2 億 717 万 7,843 立方メートル) となりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表 1)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表 2)のとおりです。

- 3 予算の概要及び事業の経営方針
- (1) 平成29年度予算の概要

給水会社数		91 社
年間総給水量		202, 973, 715 立方メートル
1日平均給水量		556,092 立方メートル
主要な建設改良事業		
業務設備及び改良事業	事業費	348,819 千円

事業費	348,819 千円
事業費	4,432,916 千円
事業費	218,841 千円
事業費	19,569 千円
	事業費事業費

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款	工業月	用水道	重事	業収	益	6,056,114 千円
第1項	営	業		収	益	5, 568, 719 千円
第2項	営	業	外	収	益	487, 395 千円
支	Н	Н				
第1款	工業月	用水道	事	業費	用	5,847,453 千円
第1項	営	業		費	用	5,520,820 千円
第2項	営	業	外	費	用	324,633 千円
第3項	子		備		費	2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資 本	的収	入	3,407,759 千円
第1項 企	業	債	3,000,000 千円
第2項 補	助	金	157, 200 千円
第3項 出	資	金	221,439 千円
第4項 負	担	金	29,120 千円
支 出			
第1款 資 本	的支	出	7, 305, 496 千円
第1項 建 設	改良	費	5, 200, 090 千円
第2項 償	還	金	2, 105, 406 千円

- (2) 平成29年度事業の経営方針
 - 1日契約水量

北伊勢工業用水道事業	725, 480 立方メートル
松阪工業用水道事業	38,500 立方メートル
中伊勢工業用水道事業	17,410 立方メートル

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

		費			用	用			収			盆	(本)正・11)
	科		目		金	額		科		目		金	額
営	業	費	用		2, 24	1, 352, 522	営	業	収	益		2	2, 608, 945, 158
	原水	及び	浄 水	費	622	2, 497, 649		給	水	収	益	4	2, 526, 595, 557
	配	水		費	68	8, 887, 135		その	他営	業収	益		82, 349, 601
	業	務		費	194	4, 638, 810							
	総	係		費	138	8, 876, 458							
	減価	償	却	費	1, 182	2, 273, 231							
	資 産	減	耗	費	34	4, 179, 239							
営	業外	、費	用		13	37, 444, 922	営	業	外収	益 益			225, 875, 499
	支 払 企 業	利 . 債 取		び 費	13	4, 632, 961		受	取	利	息		731, 689
	受 託	I	事	費		2, 238, 460		他会	計	補助	金		2, 333, 498
	雑	支		出		573, 501		受 割	É I	事 収	益		2, 238, 460
								長 期	前 受	金戻	入		190, 421, 470
								雑	収		益		30, 150, 382
늴	当 期	純	利	益	45	66, 023, 213							
	合		計		2, 83	4, 820, 657		合		計		4	2, 834, 820, 657

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 28 年 4月 1日から 平成 29 年 3月 31 日まで

(単位:円)

費	用	収	益
科目	金額	科 目	金額
営 業 費 用	4, 781, 093, 193	営 業 収 益	5, 196, 891, 158
原水及び浄水費	1, 416, 717, 446	給 水 収 益	5, 005, 308, 057
配水費	188, 530, 993	その他営業収益	191, 583, 101
業務費	350, 022, 585		
総 係 費	259, 644, 199		
減 価 償 却 費	2, 372, 817, 231		
資 産 減 耗 費	193, 360, 739		
営業 外費 用	290, 572, 729	営 業 外 収 益	465, 889, 821
支払利息及び 企業債取扱諸費	278, 543, 768	受 取 利 息	2, 283, 853
受 託 工 事 費	11, 455, 460	他会計補助金	2, 333, 498
雑 支 出	573, 501	受託工事収益	11, 455, 460
		長期前受金戻入	415, 963, 470
		雑 収 益	33, 853, 540
当 期 純 利 益	591, 115, 057		
合 計	5, 662, 780, 979	合 計	5, 662, 780, 979

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日

(単位:円)

									(単位:円)
	資		産			負	債	資 :	本
	科 目		金 額		科		目	金	額
固	定 資 産		100, 447, 126, 5	39	固 定	負	債		15, 710, 884, 278
	有 形 固 定 資	産	95, 097, 580, 8	21	企	業	債		9, 823, 641, 606
	無形固定資	産	5, 349, 545, 7	18	引	当	金		5, 887, 242, 672
流	動 資 産		10, 017, 558, 3	71 済	允 動	負	債		2, 430, 548, 680
	現 金 預	金	9, 396, 554, 6	03	企	業	債		2, 105, 405, 186
	未収	金	498, 249, 1	77	未	払	金		244, 451, 896
	貯蔵	品	107, 435, 0	91	引	当	金		40, 048, 000
	前 払	金	319, 5	00	その	他流動	動負債		40, 643, 598
	その他流動資	資 産	15, 000, 0	00 網	操 延	収	益		17, 630, 972, 623
				負	負 債	合	計		35, 772, 405, 581
				Ž.	F 4	Z	金		72, 389, 047, 274
				乗	割 分	À	金		2, 303, 232, 055
					資 本	、 剰	余 金		1, 228, 710, 474
					利 益	i 剰	余 金		1, 074, 521, 581
					(うち	当期純	利益)		(591, 115, 057)
				Ž	~ 本	合	計		74, 692, 279, 329
資	産合	計	110, 464, 684, 9	10 賃	負 債 資	資本	合 計		110, 464, 684, 910

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 59, 572, 317, 505 円 16, 409, 028, 258 円

電気事業

1 事業の概況

三重ごみ固形燃料発電所(最大出力1万2,050kW)について、RDFを12市町から受け入れ、安定し た運転を行いました。

この結果、平成28年度下半期は、RDF2万3,091トン(年間累計4万5,692トン)を受け入れ、3,241 万5,400kWh (年間累計6,286万6,600kWh) の発電を行いました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県電気事業損益計算書(別表 1)及び三重県電気事業貸借対照表(別表 2) のとおりです。

- 予算の概要及び事業の経営方針
- (1) 平成29年度予算の概要

ア 業務の予定量

年間販売電力量 43, 547, 190 k W h

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款	電 気	事	業	収	益	1,467,053 千円
第1項	営	業		収	益	1,422,098 千円
第2項	営	業	外	収	益	44,955 千円
支	Ж					

第1款	電 気	事	業	費	用	2,602,349 千円
第1項	営	業		費	用	2,574,483 千円
第2項	営	業	外	費	用	25,866 千円
第3項	予		備		費	2,000 千円

ウ 資本的収入の予定額

収 入

- 100	, ,	
第1款	資 本 的 収 入	500, 339 千円
第1項	固定資産売却代金	339 千円
第2項	長期貸付金償還金	500,000 千円

(2) 平成29年度事業の経営方針

ア 供給先 電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となった もの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者

イ 最大出力

三重ごみ固形燃料発電所

12,050 kW

別表 1

三重県電気事業損益計算書

平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

費			用				収	益		
	科	目	金	額		科		目	金	額
営	業 費 R D F 3	用 発 電 費 理 費	433	, 263, 588 , 545, 149 , 718, 439	造	業電	収力 営業	益 料 収益		581, 881, 926 374, 484, 662 207, 397, 264
営	業 外 費 支 払 利 康 支 維	息 及 び扱 諸 費		1, 098, 084 107, 626 990, 458	営	他会耕業	取 利 計 補 前 受 & 利	助金		62, 607, 078 1, 119, 630 1, 140, 000 20, 695, 056 39, 652, 392 15, 210, 442 15, 210, 442
当	期純	利 益	98	8, 337, 774						
	合	計	659	9, 699, 446		合		計		659, 699, 446

三重県電気事業損益計算書

平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

費			用				収	益	(十元・11)	
	科	目	金	額		科		目	金	額
営	業 費 R D F 一 般 管		89	4, 405, 785 0, 409, 803 3, 995, 982	岜	業電	収 力 営業	益 料 収益	7	45, 036, 926 28, 160, 162 16, 876, 764
営	業 外 費	息及びな扱諸費		1, 290, 738 300, 280 990, 458	営	他長期雑別	取 利計 補前受金収	助 金 戻 入 益 益		85, 044, 669 2, 490, 971 1, 140, 000 41, 390, 056 40, 023, 642 15, 210, 442 15, 210, 442
当	期 純	利 益	(69, 595, 514						
	合	計	1, 24	45, 292, 037		合		<u></u>	1, 2	45, 292, 037

別表 2

三重県電気事業貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日

(単位:円)

		資		産					負		債	資	本	(十四:11)
	科	目		金	額		科			目			金	額
固	定	資 産		2,	900, 378, 667	固	定	負	Ą	債				338, 058, 262
	有 形	固定資	産		505, 346, 563		引		当		金			338, 058, 262
	無形	固定資	産		37, 929, 600	流	動	賃	負	債				254, 595, 407
	事業外	、固 定 資	産		456, 717, 519		未		払		金			238, 417, 920
	投資そ	の他の資	産	1,	900, 384, 985		引		当		金			14, 955, 000
流	動	資 産		9,	482, 393, 293		その	り他	流重	助 負	負債			1, 222, 487
	現 金	預	金	8,	857, 208, 318	繰	延	Ц	Z	益				155, 531, 989
	未	収	金		616, 082, 594	負	f	責	合		計			748, 185, 658
	前	払	金		9, 102, 381	資		本		金			12	2, 963, 625, 000
						剰		余		金			△1	, 329, 038, 698
							欠		損		金		1	, 329, 038, 698
							(う	ち当	期純	利	益)			(69, 595, 514)
						資	7	本	合		計		11	, 634, 586, 302
資	産	合	計	12,	382, 771, 960	負	債	資	本	合	計		12	2, 382, 771, 960

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 1, 499, 091, 638 円 541, 682, 050 円

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成28年10月1日から平成 29年3月31日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の3病院 を運営し、県民の健康保持及び医療水準の向上に努めています。

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの実績は、次のとおりです。

			下半期実績	年間累計
(1)	患 者	数		
	入	院	99,438 人	198,984 人
	外	来	77,699 人	160,458 人
(2)	建設改良	事業		
	病院増改築	事業	177, 322 千円	219,233 千円
	資 産 購	入	61,502 千円	179,854 千円

病院増改築事業については、第2病棟地域生活支援施設化改修工事(こころの医療センター)、診療棟ほか 改修工事(一志病院)、直流電源装置及び受電設備工事(志摩病院)等を行いました。また、資産購入につい ては、超音波画像診断装置(志摩病院)等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、損益計算書(別表1及び別表2)及び貸借対照表(別表3)のとおりです。

- 平成 29 年度予算の概況
- (1) 収益的収入及び支出の予定額

入 収 第1款 病院事業収益 5,361,804 千円 第1項 医 業 収 益 3,001,980 千円 第2項 医 業 外 収 益 2,359,824 千円 支 出 第1款 病院事業費用 5,275,571 千円 第1項 医 業 費 用 5,084,790 千円 第2項 医 業 外 費 用 190,781 千円 (2) 資本的収入及び支出の予定額 収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,531,981 千円
第1項 企 業 債	490,800 千円
第2項 県 費 負 担 金	441,181 千円
第3項 短期貸付金返還金	600,000 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,992,091 千円
第1項 建 設 改 良 費	507, 485 千円
第2項 企業債償還金	787,406 千円
第3項 長期借入金償還金	90,000 千円
第4項 長 期 貸 付 金	7,200 千円
第5項 短 期 貸 付 金	600,000 千円

平成 29 年度事業の経営方針

三重県病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため設置されたものであることから、常に公共 性を確保し、医療福祉の増進に努めるとともに、地方公営企業として経済性を発揮した病院運営を図ります。

また、時代の変化に対応した医療施設の整備及び充実に努め、地域の基幹的かつ中核的病院として、県民か ら信頼される病院づくりに努めます。

なお、平成29年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数

入院216,445 人外来168,698 人

(2) 建設改良事業

病院增改築事業295, 334 千円資 産 購 入212, 151 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

費	用	収	益
科目	金額	科目	金 額
医 業 費 用	2, 595, 802, 051	医 業 収 益	1, 463, 157, 080
給 与 費	1, 400, 870, 337	入 院 収 益	1, 094, 395, 350
材料費	127, 198, 342	外 来 収 益	259, 816, 500
経費	766, 772, 186	その他医業収益	108, 945, 230
減価償却費	283, 955, 361		
資 産 減 耗 費	11, 167, 517		
研究研修費	5, 838, 308		
医 業 外 費 用	137, 192, 223	医 業 外 収 益	1, 346, 093, 031
支払利息及び 企業債取扱諸費	65, 878, 662	受取利息配当金	90, 621
長期前払消費税償却	21, 349, 769	他会計補助金	74, 818, 000
患者外給食材料費	150, 573	長期前受金戻入	121, 274, 272
雑 損 失	49, 813, 219	補 助 金	3, 405, 000
		負 担 金	1, 007, 122, 000
		その他医業外収益	139, 383, 138
下 半 期 純 利 益	76, 255, 837		
合 計	2, 809, 250, 111	合 計	2, 809, 250, 111

別表 2

三重県病院事業損益計算書

平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

(単位:円)

費	用	収	益
科目	金額	科 目	金額
医 業 費 用	5, 132, 405, 934	医 業 収 益	2, 847, 205, 417
給 与 費	2, 740, 808, 481	入 院 収 益	2, 183, 082, 949
材料費	254, 252, 480	外 来 収 益	520, 923, 216
経 費	1, 537, 299, 305	その他医業収益	143, 199, 252
減価償却費	568, 699, 361		
資 産 減 耗 費	20, 192, 517		
研 究 研 修 費	11, 153, 790		
医 業 外 費 用	260, 025, 832	医 業 外 収 益	2, 657, 000, 077
支払利息及び 企業債取扱諸費	131, 764, 662	受取利息配当金	180, 621
長期前払消費税償却	42, 822, 769	他会計補助金	152, 940, 000
患者外給食材料費	291, 336	長期前受金戻入	242, 551, 272
雑 損 失	85, 147, 065	補助金	5, 459, 000
		負 担 金	1, 975, 463, 000
		その他医業外収益	280, 406, 184
当 年 度 純 利 益	111, 773, 728		
合 計	5, 504, 205, 494	合 計	5, 504, 205, 494

別表 3

三重県病院事業貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

			(単位:円)
資産	金額	負債及び資本	金額
固 定 資 産	8, 970, 553, 480	固 定 負 債	13, 760, 766, 881
有 形 固 定 資 産	8, 694, 038, 404	企 業 債	6, 878, 132, 338
土 地	490, 665, 273	他会計借入金	5, 600, 592, 278
建物	7, 013, 041, 271	引 当 金	1, 282, 042, 265
構築物	416, 398, 312	流 動 負 債	1, 342, 995, 791
器 械 備 品	748, 875, 746	企業債	787, 404, 668
車 両	4, 193, 512	引 当 金	164, 811, 000
建設仮勘定	20, 864, 290	未 払 金	377, 480, 643
		未払消費税	4, 498, 900
無形固定資産	2, 350, 892	及び地方消費税 その他流動負債	8, 800, 580
電話加入権	2, 298, 889	繰 延 収 益	2, 796, 586, 262
その他無形固定資産	52,003		
投資その他の資産	274, 164, 184		
長期貸付金	3, 240, 000		
長期前払消費税	270, 754, 184		
その他投資	170,000		
流 動 資 産	1, 416, 507, 783		
現 金 預 金	882, 752, 377	負 債 合 計	17, 900, 348, 934
未 収 金	509, 959, 640	資 本 金	311, 409, 778
貯 蔵 品	9, 511, 425	剰 余 金	$\triangle 7,824,697,449$
前 払 費 用	200,000	資 本 剰 余 金	1, 371, 408, 372
前 払 金	11, 084, 341	受贈財産評価額	11, 908, 372
その他流動資産	3,000,000	県 費 負 担 金	1, 359, 500, 000
		欠 損 金	9, 196, 105, 821
		繰越欠損金	9, 307, 879, 549
		当 年 度 純 利 益	111, 773, 728
		資 本 合 計	△7, 513, 287, 671
資 産 合 計	10, 387, 061, 263	負債及び資本合計	10, 387, 061, 263

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 15, 604, 014, 633

2, 286, 329, 708

三重県環境影響評価条例(平成 10 年三重県条例第 49 号)第 20 条第 2 項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

合同会社宮リバー度会ソーラーパーク

代表社員 一般社団法人プロミネンス 職務執行者 粟国 正樹

三重県度会郡度会町田間 98 番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(仮称) 宮リバー度会ソーラーパーク事業(宅地その他の用地の造成事業)

施行区域 約 175.51 h a

3 対象事業実施区域

三重県度会郡度会町

4 聴取会の開催の日時及び場所

平成29年7月31日(月)午後7時から(開場午後6時30分)

度会町中央公民館 研修室兼講堂 (三重県度会郡度会町棚橋 314)

5 意見を聴こうとする事項

(仮称) 宮リバー度会ソーラーパーク事業に係る環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見

- 6 意見陳述の申出に関する事項
- (1) 申出書の記載事項
 - ア 氏名及び住所 (法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに 聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨(日本語で記載する。)
 - エ 意見陳述の申出人の電話番号 (通常の連絡先及び緊急の連絡先)
- (2) 申出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 三重県環境生活部地球温暖化対策課電話番号 059-224-2366 ファクシミリ 059-229-1016

(3) 申出方法

持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申出期限

平成29年7月18日(火)(午後5時必着)

7 その他

意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。

申出期限までに意見陳述の申出が無い場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、 その工事を完了しました。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	金山南部地区	平成 29 年 5 月 31 日
県営中山間地域総合整備事業 (一般型)	紀宝中部地区	平成 29 年 3 月 31 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 31 日に終了した旨、国土交通大臣から通知がありました。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量 (国土調査補助基準点測量)

2 作業地域

伊勢市

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 28 年 12 月 28 日に終了した旨、名張市長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

名張市丸之内

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 28 年 12 月 2 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量(砂防基盤図作成)

2 作業地域

鳥羽市鳥羽一丁目、同市鳥羽二丁目、同市安楽島町及び同市高丘町

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量 が平成 28 年 12 月 2 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量(砂防基盤図作成)

2 作業地域

志摩市大王町及び同市志摩町和具

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条第 3 項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じましたので、 同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 処分をした年月日

平成 29 年 6 月 14 日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名及び営業所の所在地

フロンティアパワー株式会社 代表取締役 中野 栄次

住 所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 21番 31号 協和丸の内ビル 6階

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全て

(2) 停止を命ずる期間

平成29年6月28日から同年7月1日までの4日間

4 処分の原因となった事実

フロンティアパワー株式会社は、三重県三重郡菰野町地内の太陽光発電設備工事ほか48件において、建設

業法第3条第1項の規定に違反し、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2に定める金額以上の建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重 県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達案件名

学校情報ネットワーク用1人1台パソコン等賃貸借

(2) 賃貸借物品の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成36年1月31日(水)までとします。

(4) 納入場所

調達説明書(仕様書)で示す場所とします。

- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる 者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成29年8月4日(金)15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6

月以内に発行したものです。) の写し

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班 担当 古儀、西村

電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319

- (2) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成29年8月4日(金)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年8月10日(木)までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所
 - ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年8月17日(木)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内 郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成29年8月17日(木)15時

なお、入札書は平成 29 年 8 月 8 日 (火) から同月 17 日 (木) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班

案件名 学校情報ネットワーク用1人1台パソコン等賃貸借入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 8 月 17 日 (木) 15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 (平成 31 年 10 月 1 日以降については、100 分の 110 とする。)に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 (平成 31 年 10 月 1 日以降については、110 分の 100 とする。)に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札

参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総 務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

A Lease Contract of personal computer for school information network

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, August 17, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, August 8, 2017 and 3:00 P.M. on Thursday, August 17, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, August 17, 2017.

(4) Managing Authority:

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3008 FAX:059-224-2319

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 27 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

学校情報ネットワーク用グループウェア及び資産管理システムの更新

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成30年1月31日(水)

(4) 納入場所

三重県総合教育センター

- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる 者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成29年7月28日(金)15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。) の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班 担当 古儀、西村 電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告目から平成29年7月28日(金)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年8月2日(水)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年8月7日(月)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内 郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成29年8月7日(月)15時

なお、入札書は平成 29 年 7 月 31 日 (月) から同年 8 月 7 日 (月) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班

案件名 学校情報ネットワーク用グループウェア及び資産管理システムの更新入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 8 月 7 日 (月) 15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規 則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者 とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総 務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771) に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Update of groupware and asset management system for school information network

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 7, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 31, 2017 and 3:00 P.M. on Monday, August 7, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Monday, August 7, 2017.

(4) Managing Authority:

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3008 FAX:059-224-2319

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/